木造地蔵菩薩立像	一軀	昭和二十四年文部省告示第十六号	黒漆塗厨子	一基	厨子入木造地蔵菩薩立像
					一、茶地平絹香袋	一口	一、包紙	一枚
					一、念珠包紙添	一連	諸尊種子・実西願文がある	
					一、刀子柄・鞘付	一口	一、茶地平絹香袋	一口
					一、白綾地裂	一枚	一、念珠包紙添	一連
					一、宋銭包紙添	十枚	一、刀子柄・鞘付	一口
					一、木実	一箇	一、白綾地裂	一枚
					一、獣皮	一箇	一、宋銭包紙添	十枚
					一、真綿	一枚	一、木実	一箇
					一、浅葱糸	一束	一、獣皮	一箇
					一、漆塗箱	二合	一、真綿	一枚
					一、横笛	一管	一、浅葱糸	一束
					一、蝙蝠扇	一握	一、漆塗箱	二合
					一、運覚造像記	一通	一、横笛	一管
					一、結縁交名	三通	一、蝙蝠扇	一握
							一、運覚造像記	一通
							一、結縁交名	三通
木造地蔵菩薩立像	一軀	明治三十年内務省告示第八十八号	像内納入品		木造地蔵菩薩立像	一軀		
			一、願文、結縁交名等	十六点	附　像内納入品			
			内五点に建治元年十一月の記がある		一、願文、結縁交名等	十六点		
			一、天聖元宝	一枚	内五点に建治元年十一月の記がある			
					一、天聖元宝	一枚		

上欄				中欄				下欄			
名称及び員数		関係告示		名称及び員数				名称及び員数		所有者	所有者の住所
金銅装唐鞍	一具	昭和六十二年文部省告示第七十七号		一、面繋	一懸			金銅装唐鞍		宗教法人熱田神宮	愛知県名古屋市熱田区神宮一―一―一
附　黒漆鞍	二背			一、胸繋	一懸			一、鞍	一背		
飾鞍図	一巻			一、尻繋	一懸			一、銀面	一面		

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（工芸品の部）